部長、参事官及び所属長
殿
情　報　通　信　部　長

サ 対 発 第 67号
(警務、生企、刑企、交企、備ー、学校)
令和７年６月16日
３年保存（口訓）
本　　部　　長

高知県警察サイバー人材確保・育成方針の策定について（通達乙）

県警察では、サイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤を強化するため、「「高知県警察サイバーセキュリティ人材育成計画」の策定について（通達乙)」（令和２年４月１日生環発第41号。以下「旧通達乙」という。）を定めてサイバー事案の捜査及び情報通信技術に関する知識等を有する人材の育成を推進してきたところであるが、新たに別添のとおり「高知県警察サイバー人材確保・育成方針」を策定したので、各位にあっては、引き続き効果的な人材の育成を推進されたい。

なお、この通達乙の施行をもって旧通達乙は廃止する。

情報通信部長にあっては、協力をお願いする。

別添

高知県警察サイバー人材確保・育成方針

第１　目的

サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いていることから、サイバー事案の対処に関する専門的知識及び技術を有する人材（以下「サイバー人材」という。）の確保・育成及び対処能力の向上を図るため、推進体制及び取組内容を定める。

第２　推進体制

「高知県警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会設置要綱の制定について（通達甲）」（令和５年４月１日サ対発第３号。以下「要綱」という。）に定めるサイバーセキュリティ総括責任者（生活安全部長）が、各部門と情報通信部との連携・調整を図りつつ、採用・登用、教養・研修、キャリアパス管理等を相互に連携させて部門横断的かつ体系的に実施するものとする。

また、推進上重要な意思決定等は、要綱に定める高知県警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会において審議するものとする。

第３　取組内容

１　人材の確保

サイバーセキュリティ責任者（県本部サイバー犯罪対策課長）は、県警察のウェブサイトや民間の就職サイト等の多様な媒体を活用した情報発信を強化するとともに、コンピュータ等の情報通信技術の知識・技能を有する人材を確保するため、大学・専門学校での説明会や合同企業説明会に積極的に参加し、サイバー空間の脅威への対処に関して素養のある優秀な人材の確保に努めること。

２　適性職員の発掘

サイバー事案への対処に関して素養のある人材を確保し、体系的かつ計画的な人材育成に資するため、次の取組を推進する。

(1)　実務を通じたサイバー犯罪捜査等に関する適性の見極め

所属長は、部門及び職種を問わず、サイバー空間が関係する捜査、事案対応、訓練、教養等様々な場を通じて、コンピュータやネットワーク等の情報通信技術に係る知識・技能に精通している職員や、サイバー犯罪捜査員等を指向し､関係業務に積極的に取り組んでいる職員を把握したときは、別記様式のサイバー人材連絡書によりサイバーセキュリティ責任者に連絡すること。

(2)　人事情報等を活用した「サイバー人材リスト」の作成

サイバーセキュリティ責任者は、職員の出身学校（学部等）、情報処理技術者等の資格の有無、サイバー事案対処能力検定の取得状況、実務経験年数、サイバーセキュリティ関係の専科入校、研修歴、勤務希望等の人事情報や２の(1)の連絡に基づいて、総合的に整理したサイバー人材リスト（以下「人材リスト」という。）を作成すること。

３　教養・研修

(1)　全職員の知識の底上げ

サイバー空間があらゆる犯罪に悪用され得るようになっており、全職員がその脅威について理解を深め、県民からの要望や相談等への適切な対応や情報の適正な取扱いを図る必要があることから、次の取組を推進する。

ア　学校教養

サイバー空間の脅威に対する捜査や事態対処等の専門実務を担当する所属長（以下「実務担当課長」という。）は、採用時教養、昇任時教養及び部門別任用時教養において、サイバー空間をめぐる最新の情勢に応じた教養を実施するなどし、サイバー空間の脅威への対処に係る職務の重要性及びその対処に係る知識・技能の修得の必要性を自覚させるとともに、基礎的な知識を修得させること。

イ　職場教養

実務担当課長は、サイバーセキュリティに係る知識・技能やサイバー空間の脅威の情勢等に関する各種教養資料を作成の上、発出するとともに、巡回教養等において当該教養資料を活用するなど効果的な教養を行い、サイバー空間の脅威への対処に係る基礎的な知識・技能や情報の取扱いに係る規範意識を向上させること。

ウ　サイバー事案対処能力検定（初級）の取得促進

所属長は、サイバー空間の脅威への対処に係る人材の確保及び県警察全体の基礎的な対処能力の向上を図るため、サイバー事案対処能力検定（初級）（以下「初級検定」という。）の受検を広く職員に奨励し、全ての警察官に初級検定を取得させるものとする。

(2)　捜査部門の対処能力の底上げ

サイバー犯罪の中でも、特に県民に身近なネットワーク犯罪に対処するのに必要な能力を修得させる必要があることから、次の取組を推進する。

ア　専科（基礎）教養

サイバーセキュリティ責任者は、実務を通じた経験のみならず、最新の情勢や手口等について体系的に学習させるとともに、サイバー空間の脅威への対処に必要な知識や技術を修得させることを目的に、県警察で

実施する「サイバー捜査専科」のほか、管区警察学校で実施する「サイバー技術（基礎）専科」等の各種専科教養を積極的に活用し、捜査部門の職員の対処能力の底上げを図ること。

イ　実践型教養

実務担当課長は、過去の優れた捜査事例や教訓を参考とした想定に基づき、捜査活動や事態対処の流れを体験させる実践型の教養を行うこと。

特に、仮想ネットワークを構築するなど演習環境を整えた体験型の研修や訓練は、より効果的であることから、各種専科や学術機関等が行う当該訓練等に、捜査部門の職員を積極的に参加させること。

ウ　情報技術解析に関する知識・技能の向上

サイバー空間の脅威への対処は、各段階において情報技術の解析が必須であり、捜査部門と情報技術解析部門が緊密に連携することが重要である。このため、全捜査部門は、電子機器等に保存されている情報を証拠化するための適正な手続等について、情報通信部の技術支援・教養を積極的に受けること。

エ　サイバー事案対処能力検定（中級）の取得促進

所属長は、インターネット上の違法情報及びネットワーク利用犯罪に対する捜査能力を有する人材を育成するため、初級検定を取得している職員に対し、積極的にサイバー事案対処能力検定（中級）（以下「中級検定」という。）の受検、取得を奨励すること。

(3)　対処能力の更なる向上

複雑・巧妙化するサイバー空間の脅威に対処するため、情報通信技術に係る高度で専門的な知識を有する職員を育成する必要があることから、次の取組を推進する。

ア　専科（応用）教養

サイバーセキュリティ責任者は、コンピュータやネットワーク等の情報通信技術に関する専門的な知識や犯罪ツール等の技法・手法、電子機器等の保存された電磁的記録の抽出方法等に係る知識・技能、最新のサイバー事案への対処方法の修得等を図るため、管区警察学校や警察大学校サイバー警察教養部において実施する「サイバー技術（応用）」、「サイバー捜査（応用）」、「サイバー捜査（上級）」等の各種専科教養を積極的に活用し、人材リストに登録された捜査部門の職員等を中心として、対処能力の更なる向上を図ること。

イ　情報通信部や他府県警察への出向・派遣及び民間等研修の受講

サイバーセキュリティ責任者及び実務担当課長は、人材リストに登録

された職員のうち、秀でた知識・技能を有し、将来、サイバーセキュリティ対策を牽引する見込みのある者について、より高度で専門的な知識・技能を修得させるため、情報通信部及び先進的なサイバーセキュリティ対策に取り組んでいる他府県警察へ出向・派遣させるほか、サイバー空間の脅威への対処に係る最新の技術等を有するＩＴ企業や学術機関等における研修を受講させること。

ウ　サイバー犯罪対策特別研修

サイバーセキュリティ責任者及び実務担当課長は、サイバー犯罪対策の中核となる捜査員を部門横断的に育成することを目的に、実務担当課以外の捜査員を実務担当課で勤務させ、サイバー空間の脅威に関する高度な知識、電磁的記録の取扱に関する技能及びサイバー犯罪捜査に必要な捜査技術を専門的かつ実践的に修得するための特別研修を行うこと。

エ　サイバー事案対処能力検定（上級）の取得促進

実務担当課長は、ＩＴ技術の進歩に即した情報通信技術や捜査能力とともに、指導教養及び技術支援も適切に行える高い能力を身に付けさせるため、中級検定を取得した職員に対しては、警察庁が実施するサイバー事案対処能力検定（上級）の受検を奨励し、対処能力の更なる向上を図ること。

(4)　幹部の意識改革

サイバーセキュリティ総括責任者は、サイバー犯罪等の脅威に対し、組織の総合力を発揮して的確に対処するため、次の取組を推進する。

ア　組織運営

所属長を始め組織の管理運営に携わる者に対し、その着任前及び着任後、定期的に必要なサイバーセキュリティに係る知識やサイバー事案の脅威の情勢等に関する教養を行い、部下職員に対する教養の徹底及び資機材や人材の効果的な活用等の対処能力の強化に向けた各種取組を牽引させる。

イ　捜査指揮

サイバー事案の捜査活動に従事する捜査幹部に対し、事件指揮、捜査運営に必要な知識・技能を修得させるため、警察大学校サイバー警察教養部の研修等を積極的に活用する。

4　技能の伝承

サイバーセキュリティ責任者及び実務担当課長は、サイバー事案に係る捜査において特に優れた能力を有する職員については、その卓越した専門的知識・技能が体系的に伝承されるよう、当該職員を技能指導官に充て、経験の

浅い職員に実務に直結した方法で指導教養を行わせることで、サイバー空間の脅威への対処能力の持続的強化を図ること。

5　キャリアパス管理

サイバーセキュリティ責任者は、各種教養・研修と人事配置・登用を相互に連携させながら、サイバーセキュリティに係る実務経験の蓄積、能力の向上を図るなど、体系的かつ計画的に人材を育成するため、人材リストを活用し、部門を横断した適切な人事配置及び各種専科・研修並びに情報通信部及び先進府県警察への出向・派遣等に係る被推薦者の選定を行うこと。

サイバー捜査の適正及び能力を有する人材については、サイバー捜査に関する知識及び技能を必要とする業務に継続的に従事させるなど、その特性を踏まえた適材適所の人事配置に努めること。

6　士気の高揚

人材育成に向けた各種取組を真に実効あるものとし、サイバーセキュリティに係る各種取組を強力に推進するため、次の取組を推進する。

(1)　資格等取得者に対する賞揚

サイバーセキュリティに関する意識の向上を図るため職員の自己研鑽を奨励し、難易度の高い情報処理国家資格や上級検定等の合格者については、積極的に賞揚を実施する。

(2)　昇任試験での加点措置

中級以上のサイバー事案対処能力検定を取得した者に対しては、昇任試験において、当該検定の級に応じた加点をする。

（別記様式省略）